

## 道志村水源の郷地域活性化商品券交付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止、地域産業の衰退、住民生活の支障を回避するために道志村（以下「村」という。）が行う新型コロナウイルス感染防止支援事業のうち、新型コロナウイルス感染拡大の防止のための活動自粛に伴う地域経済への影響を鑑み、地域における消費を喚起し、地元事業者を応援することにより地域経済の一層の振興を図るために実施する道志村水源の郷地域活性化商品券（以下「商品券」という。）の交付等について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供をいう。
- (2) 取扱店 取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

### (商品券の交付等)

第3条 村長は、令和2年8月11日（基準日）において村の住民基本台帳に記録されている者（以下「交付対象者」という。）に商品券を交付する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条による商品券の使用期間までに出生した新生児、本村に転入した者についても交付対象者として商品券を交付する。
- 3 商品券の交付額は、交付対象者1人につき、1万円とする。
- 4 商品券1枚当たりの額面は、500円とする。
- 5 商品券は、10枚（額面合計5,000円）を1組とし、交付対象者1人につき、2組を交付する。
- 6 前項に規定する2組の商品券は、取扱店のうち、飲食店及び飲食を伴う民宿等で利用できる「飲食店専用商品券」1組とすべての取扱店で利用できる「全店共通商品券」1組とする。
- 7 商品券は、交付対象者が属する世帯の世帯主に当該世帯の交付対象者全員に係る分を一括して、一般書留又は簡易書留郵便により郵送するものとする。

### (商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、取扱店との間における取引においてのみ使用することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、商品券は、次に掲げる取引については使用することができない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税及び地方税、使用料等の公租公課

3 取引に使用された商品券の券面記載の金額の合計額が取引の対価を上回るときは、取扱店から当該上回る額に相当する額の金銭の支払は行わないものとする。

4 交付対象者は、商品券の転売、譲渡及び換金を行ってはならない。

5 商品券の使用は、交付対象者本人又はその代理人若しくは使者に限るものとする。

（商品券の使用期間）

第 5 条 取扱店において商品券を使用することができる期間は、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 2 月 28 日までの間とする。

（取扱店の登録等）

第 6 条 村長は、取扱店への登録を希望する者を募集し、道志村水源の郷地域活性化商品券取扱店登録申請書（様式第 1 号）により応募した事業者を取扱店として登録の上、当該取扱店に道志村水源の郷地域活性化商品券取扱店登録証明書（様式第 2 号）を交付する。

2 前項の規定により取扱店として登録することができる者は、村内に事業所、店舗等を有する事業者とする。

3 商工会、観光協会等は、その構成員である事業者に代わって、第 1 項の規定による応募をすることができる。

（取扱店の責務）

第 7 条 取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 取引において商品券の受取を拒んではならないこと。ただし、商品券が破損、汚損等をし、その程度が大きい場合は、この限りでない。
- (2) 第 4 条第 2 項に規定する取引を行ってはならないこと。
- (3) 商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと。
- (4) 村と適切な連携体制を構築すること。
- (5) 使用された商品券の保管は、自らの責任において行うこと。
- (6) 道志村暴力団排除条例（平成 24 年道志村条例第 10 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) その他村長が定める事項

2 村長は、取扱店が前項に規定する事項に反する行為を行ったときは、当該取扱店の登録を取り消すことができる。

(商品券の換金)

第8条 村長は、取引において商品券が使用された場合は、当該商品券を受け取った取扱店に対し、その券面金額に相当する額を支払うものとする。

2 取扱店は、商品券を換金しようとするときは、村長に第6条第1項の規定により交付された認定書を提示するとともに、取引において受け取った商品券及び商品券換金請求書（様式第3号）を提出するものとする。

3 前項の規定による換金は、取扱店が指定する口座への振込みにより行うものとする。

4 商品券の換金は、原則として月3回までとする。

5 第2項の規定による商品券及び換金請求書の提出は、令和3年3月10日までに行わなければならない。

(不当利得の返還)

第9条 村長は、本事業において、偽りその他不正の手段により商品券を利用したことを把握した時は、既に使用した金額の返還を求めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、令和2年8月11日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

2 この要綱の失効前にした行為に対する第9条の返還については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する以後もなおその効力を有する。

様式第1号（第6条関係）

道志村水源の郷地域活性化商品券取扱店登録申請書

道志村水源の郷地域活性化商品券取扱店として、下記のとおり申請します。

申しこみ日	年 月 日
事業所（店舗）名	
代表者氏名	
住所	南都留郡道志村
電話番号	
業種	①小売業 ②飲食 ③サービス ④商店 ⑤その他（ ）
主な取扱品 サービス内容	
備考	

様式第2号（第6条関係）

道志村水源の郷地域活性化商品券取扱店登録証明書

事業所の名称：

事業所の所在地：

貴事業所を道志村水源の郷地域活性化商品券交付事業における取扱店として、  
登録したことを証明します。

年　　月　　日  
道志村長　　　　　印

様式第3号（第8条関係）

商品券換金請求書

年　月　日

請求者：住 所 \_\_\_\_\_  
事業者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

道志村水源の郷地域活性化商品券交付事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり換金を請求いたします。

1. 請求額 円  
(内訳) 全店舗共通券 円 (500円× 枚)  
飲食店専用券 円 (500円× 枚)

2. 振込先

金融機関名		預金種別	
支店名		口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※ゆうちょ銀行を指定する場合は、振込専用の口座番号を記載してください。

【注1】商品券を換金する際は、交付された認定書を提示するとともに、この商品券換金請求書と商品券をあわせて提出してください。申請内容、商品券の数量を確認後換金いたします。

【注2】商品券の換金は、原則として月3回までとします（毎月10・20・30日、土日祝など金融機関が休日となる場合、その直近の銀行営業日）。商品券及び商品券換金請求書は、支払日の1週間前までに提出してください。

【注3】商品券及び商品券換金請求書の最終提出は、令和3年3月10日までに行ってください。